

○経済産業省令第六十号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十一日

経済産業大臣 宮沢 洋一

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号ロ（二）中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ（二）1中「断面積が二・五四平方メートル」を「外径が一・八メートル」に改め、同条第十四号ホ（四）中「ウォーム」を「ウォーム」に改める。

第二条第二項第四号中「断面積が〇・〇〇七八五平方メートル」を「内径が〇・一メートル」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 弁又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 呼び径が一〇A超の弁又はその部分品として設計されたケーシング若しくはケーシングライナーであつて、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(一) ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

(二) ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

(三) ふっ素重合体

(四) ガラス

(五) タンタル又はタンタル合金

(六) チタン又はチタン合金

(七) ジルコニウム又はジルコニウム合金

(八) ニオブ又はニオブ合金

(九) セラミックであつて、次のいずれかに該当するもの

1 炭化けい素の含有量が全重量の八〇パーセント以上のもの

2 酸化アルミニウムの含有量が全重量の九九・九パーセント以上のもの

3 酸化ジルコニウム

ロ 呼び径が二五 A 以上一〇〇 A 以下の弁であつて、次の全てに該当するもの（イに該当するものを除く。）

(一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触する全ての部分が

イ (一) から (九) までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの

第二条の二第一項第一号中「クリミア・コンゴ出血熱ウイルス」を「クリミア・コンゴ出血熱ウイルス」

に、「ダニ媒介性脳炎ウイルス」を「ダニ媒介脳炎ウイルス（ロシア春夏脳炎ウイルスに限る。）」に、「

チクングニヤウイルス」を「チクングニアウイルス」に、「ハンターンウイルス」を「ハンタンウイルス」に、「ラッサ熱ウイルス」を「ラッサウイルス」に改め、同項第二号中「アルゲンチネンス菌」の下に「ウエルシユ菌（イプシロン毒素産生型のものに限る。）」を加え、「ガス壊疽菌、Q熱リケッチア」を削り、「小コロニー型」の下に「コクシエラ属バーネッティイ」を加え、同項第三号中「ウエルシユ菌毒素」の下に「（アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）」を、「コレラ毒素」の下に「志賀毒素」を加え、「赤痢菌毒素」を削り、同条第二項第二号イ（二）及び（三）中「ことができるように」を「ように」に改め、同号イ（三）中「又は」を「及び」に改め、同号ロ（二）及び（三）中「ことができるように」を「ように」に改め、同号ロ（三）中「又は」を「及び」に改める。

第三条第三号ト中「及び」を「」に改め、「ポンプ」の下に「及びガスタービン」を加え、同号に次のように加える。

ル 液体ロケット推進装置の燃焼室又はノズルであつて、前号イ（三）に該当する貨物に使用することができるもの

第三条第六号中「サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプ」を「推進薬の制御装置

に用いられるサーボ弁、ポンプ又はガスタービン」に、「又はニ」を「、ニ又はホ」に改め、同号二中「ポンプであつて、」を「液体推進薬用のポンプであつて、最大動作時の」に改め、同号に次のように加える。

ホ 液体推進薬のターボポンプ用のガスタービンであつて、最大動作時の軸の回転数が一分につき八、〇〇〇回転以上のもの

第三条第六号の二中「使用できる」を「用いられる」に改め、同条第七号ホ中「国際規格 I S O 二五九一（一九八八）」を「国際規格 I S O 二五九一一（一九八八）」に改め、同号に次のように加える。

エ アジ化ジメチルアミノエチル

テ ポリグリシジルニトレート

第三条第二十四号イ中「(一)から(三)までのすべて」を「(一)及び(二)」に改め、(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、同号ロ中「(一)から(三)までのすべて」を「(一)及び(二)」に改め、(一)を削り、同号ロ(二)中「五五度」を「八〇度」に改め、同号ロ中(二)を(一)とし、(三)を(二)とする。

第四条第三号中「、触媒」を「若しくは触媒」に改め、「重合化」の下に「又は架橋」を加え、「若しく

は」を「又は」に改め、同条第五号中「7」を「8」に改め、同条第七号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ（二）に次のように加える。

8 プラズマ噴霧法

第四条第十二号中「セラミックの材料となる物質、」を「セラミック粉末若しくは」に、「又はセラミック複合材料」を「セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質」に改め、同号イ中「ほう化物」の下に「を用いて製造したセラミック粉末」を加え、同号ホを次のように改める。

ホ セラミックの材料となる前駆物質であつて、次のいずれかに該当するもの

- (一) ポリジオルガノシラン
- (二) ポリシラザン
- (三) ポリカルボシラザン

第四条第十三号ロを次のように改める。

ロ 削除

第四条第十五号ニ（二）中「第十三号ロ」を「第十三号ニ」に改める。

第五条第二号ホ(二)中「国際規格 I S O 二三〇／二(二〇〇六)で定める測定方法により測定したとき
の」を削る。

第六条第一号ホ(二) 1及び2中「毎秒以上の」を「毎秒を超える」に改め、同号ト(一)中「五〇〇以
上の」を「七〇〇を超える」に改め、同号ト(二)中「あたり二〇〇ギガビット」を「あたり五〇〇ギガビ
ット」に改め、同条第二号リを次のように改める。

リ ハーモニクミクサ又はコンバータであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) スペクトラムアナライザの周波数帯域を九〇ギガヘルツ超に拡張するように設計したもの

(二) 信号発生器の動作範囲を拡張するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するも

の

1 周波数帯域が九〇ギガヘルツを超えるもの

2 周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、出力が一〇〇ミリワット
(二〇ディービーエム)を超えるもの

(三) ネットワークアナライザの動作範囲を拡張するように設計したものであつて、次のいずれ

かに該当するもの

1 周波数帯域が一〇ギガヘルツを超えるもの

2 周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、出力が三一・六二ミリワット（一五ディービーエム）を超えるもの

3 周波数帯域が九〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下であつて、出力が一ミリワット（〇デビービーエム）を超えるもの

（四） マイクロ波用試験受信機の周波数帯域を一一〇ギガヘルツ超に拡張するように設計したもの
第六条第二号ヲを次のように改める。

ヲ 発振器又は発振機能を有する組立品であつて、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単測波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

$20 \log_{10}$ メガヘルツ で表した動 作周波数	$-20 \log_{10}$	ヘルツで表 した動作周 波数とオフ セット周波 数の隔たり -126
--	-----------------	---

第六条第二号ワ（六）及び（七）中「七五ギガヘルツ」を「九〇ギガヘルツ」に改め、同条第十号中「イ及びロ」を「イからハまでの全て」に改め、同号に次のように加える。

ハ 過渡的信号又は非周期的信号をトリガーにより取得するもの

第六条第十二号中「無線周波数分析器」を「スペクトラムアナライザー」に改め、同号イ中「三七・五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に改め、同号ロ中「四十三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ」を「四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ」に改め、同号ハ中「七五ギガヘルツ」を「九〇ギガヘルツ」に改め、同号ニ（一）中「八五メガヘルツ」を「一七〇メガヘルツ」に改め、同条第十三号中「周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によって規定されるもの」を「信号発生器」に改め、「周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、

」を削り、同号イ中「七五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に改め、同号イ(一)中「一〇〇ナノ秒」を「二五ナノ秒」に改め、同号ロ中「七五ギガヘルツ」を「九〇ギガヘルツ」に改め、同号ハ(二)中「一〇・六ギガヘルツ」を「三一・八ギガヘルツ」に、「一・六ギガヘルツ」を「二・二ギガヘルツ」に改め、同号ハ(三)を次のように改める。

(三) 削除

第六条第十三号ハ(四)中「四三・五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に、「合成出力周波数範囲」を「出力周波数範囲」に改め、同号ハ(五)中「四三・五ギガヘルツ超五六ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ」に、「合成出力周波数範囲」を「出力周波数範囲」に、「五五〇メガヘルツ」を「二・二ギガヘルツ」に、「一ミリ秒」を「一〇〇マイクロ秒」に改め、同号ハ(六)を削り、同条第十三号ニ中「(一)及び(二)」を「いずれか」に改め、同号ニ(一)中「七五ギガヘルツ」を「九〇ギガヘルツ」に、「合成出力周波数帯域」を「出力周波数帯域」に、「超一〇キロヘルツ未満」を「以上一〇キロヘルツ以下」に改め、同号ニ(二)を次のように改める。

(二) 三・二ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフ

セット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ超一〇〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$20 \log_{10}$

メガヘルツ
で表した動
作周波数

— 206

第六条第十三号ホ中「最大合成出力周波数が七五ギガヘルツ」を「最大出力周波数が九〇ギガヘルツ」に改め、同条第十四号イ及びロ中「七五ギガヘルツ」を「九〇ギガヘルツ」に改め、同条第十七号へ（一） 1 中「二四五ナノメートル」を「一九三ナノメートル」に改め、同号へ（一） 2 中「九五」を「四五」に改め、同号へ（二） 中「九五ナノメートル」を「四五ナノメートル」に改める。

第八条第九号中「有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路」を「実現するための部分品」に、「レまでのいずれか又は」を「ツまでのいずれか、」に改め、「又はこれらの部分品（暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。）」を削り、同号ヲ中「すべて」を「全て」に改め、同号ヲ（一） 中「既に公開又は市販されている」を「公開された又は商業用の」に改め、同号カ中「公開され、若しくは市販されて

いる」を「公開された又は商業用の」に改め、同号ヨ中「第九号ロ又は第十号」を「ロ又は次号」に、「第九号イ」を「イ」に改め、「該当するもの」の下に「（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によつて書面により確認できるものに限る。）」を加え、同号ヨ（二）中「手段」の下に「を用いること」を加え、同号に次のように加える。

ソ ルーター、スイッチ又はリレーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が装置の操作、管理又は保守に関する機能に限定されており、かつ、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものの

ツ 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの

（二） 次のいずれかに該当するもの

- 1 タに該当する中央演算処理装置において実現されているもの
- 2 オペレーティングシステム（第二十一条第一項第七号、第八号の二から第十号まで、第十五

号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。)において実現されているもの

3 装置の操作、管理又は保守に限定されているもの

第八条第九号の二中「電子組立品、モジュール又は集積回路」を「又は部分品」に、「これら」を「暗号機能有効化の手段」に改める。

第九条第一号イ(一)2の一中「三、八〇〇」を「三、八〇〇メートル毎秒」に改め、同号イ(一)3中「該当するもの」の下に「又はこれらの装置に使用するように設計した送受信音響アレー」を加え、同号イ(四)中「個々に動作する圧電性物質、磁歪性を有するもの、電歪性を有するもの又は電気力若しくは液圧力の要素を組み込んだ」を削り、「」であつて」の下に「、個々に動作する圧電性物質からなる素子又は磁歪性、電歪性、電気力若しくは液圧力を有する素子を組み込んだものうち」を加え、同号イ(四)1及び2を次のように改める。

1 一〇キロヘルツ未満の周波数で使用することができるものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 デューテイスイクルが一〇〇パーセントの状態連続運転するように設計されていないも

のであつて、自由音場における送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベルが次に掲げる式により算定した値を超えるもの

$$10 \log \left[\begin{array}{l} \text{ヘルツで表した} \\ \text{—〇キロヘルツ} \\ \text{未満の最大送波} \\ \text{電圧感度} \end{array} \right] + 169.77 \quad \text{デシベル}$$

二 デューテイスイクルが一〇〇パーセントの状態連続運転するように設計されたものであつて、連続する自由音場における送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベルが次に掲げる式により算定した値を超えるもの

$$10 \log \left[\begin{array}{l} \text{ヘルツで表した} \\ \text{—〇キロヘルツ} \\ \text{未満の最大送波} \\ \text{電圧感度} \end{array} \right] + 159.77 \quad \text{デシベル}$$

2 削除

第九条第八号ロ(三)中「撮影速度が一〇ミリメートル毎マイクロ秒を超える」を「次のいずれかに該当

する」に改め、同号ロ(三)に次のように加える。

- 1 機械式のものであって、撮影速度が一〇ミリメートル毎マイクロ秒を超えるもの
- 2 電子式のものであって、時間分解能が五〇ナノ秒未満のもの

第九条第九号イ(一)を次のように改める。

(一) 鏡面の形状を変化させることができるものであって、能動開口の口径が一〇ミリメートルを超えるものうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

- 1 機器の共振周波数が七五〇ヘルツ以上であって、二〇〇個を超える作動器を有するもの
- 2 レーザー損傷閾値が次のいずれかに該当するもの
 - 一 持続波レーザー発振器を使用した場合に一平方センチメートル当たり一キロワットを超えるもの
 - 二 パルス繰り返し周波数が二〇ヘルツで、パルス幅が二〇ナノ秒のレーザーパルスを使用した場合に一平方センチメートル当たり二ジュールを超えるもの

第九条第九号イ(四)を次のように改める。

(四) ニ(二) 1に該当する光の走査用の反射鏡ステージのために設計された反射鏡であつて、平

面度が六三・三ナノメートル以下のものうち、次のいずれかに該当するもの

1 直径又は長軸の長さが一〇〇ミリメートル以上のもの

2 次の一及び二に該当するもの

一 直径又は長軸の長さが五〇ミリメートル超一〇〇ミリメートル未満のもの

二 レーザー損傷閾値が次のいずれかに該当するもの

イ 持続波レーザー発振器を使用した場合に一平方センチメートル当たり一〇キロワットを
超えるもの

ロ パルス繰り返し周波数が二〇ヘルツで、パルス幅が二〇ナノ秒のレーザーパルスを使用
した場合に一平方センチメートル当たり二〇ジュールを超えるもの

第九条第九号ニ(二)を次のように改める。

(二) 光の走査、追尾若しくは安定化又は光共振器の調整を行うものであつて、次のいずれかに該
当するもの

1 直径又は長軸の長さが五〇ミリメートルを超える反射鏡を支えるように設計された光の走査用の反射鏡ステージであつて、次の一から三までの全てに該当するもの又はそのために設計した電子制御装置

一 最大移動角距離がプラスマイナス二六ミリラジアン以上のもの

二 機器の共振周波数が五〇〇ヘルツ以上のもの

三 角精度が一〇マイクロラジアン以下のもの

2 光共振器の調整を行う装置であつて、一〇〇ヘルツ以上の帯域幅及び一〇マイクロラジアン以下の精度を有するもの

第九条第九号ニ（四）を削り、同条第十号ホ（二）中「もの」の下に「（融着型テーパファイバーコンバイナー及び多層膜誘電体グレーティングを除く。）」を加え、同号ホに次のように加える。

（三） ファイバーレーザー発振器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

1 入出力ともにマルチモードファイバーを用いた融着型テーパファイバーコンバイナーであつて、次の一及び二に該当するもの

一 一、〇〇〇ワットを超える総定格平均出力又は持続波の総定格出力（シングルモードコアを通過して伝送される出力を除く。）における挿入損失が〇・三デシベル以下に維持されるもの

二 入力ファイバーの数が三以上のもの

2 入力にシングルモードファイバーを、出力にマルチモードファイバーを用いた融着型テーパファイバーコンバイナーであって、次の全てに該当するもの

一 四、六〇〇ワットを超える総定格平均出力又は持続波の総定格出力における挿入損失が〇・五デシベル未満に維持されるもの

二 入力ファイバーの数が三以上のもの

三 次のいずれかに該当するもの

イ 入力ファイバーの数が五以下であって、出力におけるビームパラメータ積が一・五ミリメートル・ミリラジアン以下のもの

ロ 入力ファイバーの数が五を超えるものであって、出力におけるビームパラメータ積が二

・五ミリメートル・ミリラジアン以下のもの

3 多層膜誘電体グレーディングであつて、次の一及び二に該当するもの

一 五以上のファイバーレーザー発振器のビームをスペクトル的又はコヒーレント的に結合するため設計されたもの

二 持続波レーザー損傷閾値が一平方センチメートル当たり一〇キロワット以上のもの

第九条第十六号に次のように加える。

又 希土類元素を添加したダブルクラッドファイバーであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) レーザー波長の公称値が九七五ナノメートル以上一、一五〇ナノメートル以下であつて、次の1及び2に該当するもの（インナーガラスクラッドの直径が一五〇マイクロメートル超三〇〇マイクロメートル以下のものを除く。）

1 コアの直径の平均値が二五マイクロメートル以上のもの

2 コアの開口数が〇・〇六五未満のもの

(二) レーザー波長の公称値が一、五三〇ナノメートルを超えるものであつて、次の1及び2に該

当するもの

1 コアの直径の平均値が二〇マイクロメートル以上のもの

2 コアの開口数が〇・一未満のもの

第十一条第三号を次のように改める。

三 削除

第十一条第九号を次のように改める。

九 削除

第十二条第一号イ（一）2を次のように改める。

2 民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであつて、本邦又は別表第二に掲げる

地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの

一 型式証明

二 型式証明と同等の文書であつて、国際民間航空機関の承認を受けたもの

第十二条第三号中「ガスタービンエンジンの」の下に「組立品又はその」を、「いずれかに該当する」の

下に「航空機用の」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 宇宙空間用の飛しよう体若しくはその打上げ用の飛しよう体又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 宇宙空間用の飛しよう体の打上げ用の飛しよう体

ロ 宇宙空間用の飛しよう体

ハ 宇宙空間用の飛しよう体のバス

ニ 宇宙空間用の飛しよう体のペイロードであつて、第六条第二号イ(一) 4若しくは第十六号、第八条第一号イ、第二号イ(二)若しくは第九号ハ若しくはホ又は第九条第三号イ若しくはロ、第四号、第六号、第八号、第九号ハ、第九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若しくはヲ若しくは第十号のいずれかに該当する貨物が組み込まれたもの

ホ 宇宙空間用の飛しよう体に搭載するように設計した装置であつて、次のいずれかの機能を有するもの

(一) 遠隔指令又は遠隔測定データ処理

(二) ペイロードデータ処理

(三) 姿勢及び軌道の制御

第十二条第四号の次に次のように加える。

四の二 宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体の制御又はこれらの作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体の制御又はこれらの作動状態の監視に使用するように設計したものに限る。）

イ 無線遠隔制御装置又は無線遠隔測定装置

ロ シミュレーター

第十二条第七号イ及び第九号イ中「総推力容量」を「全力積」に改め、同条第十号イ及びロを次のように改める。

イ 打上げ用の飛しょう体の部分品（ノーズコーン以外のものにあつては、重量が一〇キログラムを超えるものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 第四条第十五号ホに該当する繊維からなる複合材料又は同条第十三号若しくは第十四号ロに該当する樹脂

(二) 金属マトリックス複合材料であつて、次のいずれかで補強されたもの

1 第四条第十二号に該当する物質

2 第四条第十五号に該当する繊維

3 第四条第七号イに該当するアルミニウムの化合物

(三) 第四条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料

ロ 打上げ用の飛ばしよう体の推進装置の部分品であつて、第五号、第七号又は前号のいずれかに該当する推進装置に使用するように設計したものであつて、次のいずれかを用いたもの

(一) 第四条第十五号ホに該当する繊維又は同条第十三号若しくは第十四号ロに該当する樹脂

(二) 金属マトリックス複合材料であつて、次のいずれかで補強されたもの

1 第四条第十二号に該当する物質

2 第四条第十五号に該当する繊維

3 第四条第七号イに該当するアルミニウムの化合物

(三) 第四条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料

第十二条第十号の二イを次のように改める。

イ 無人航空機であつて、操縦者の視覚に頼ることなく制御された飛行を行うよう設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 次の1及び2に該当するもの

1 最大航続時間が三〇分以上一時間未満のもの

2 一時間当たり四六・三キロメートル(二五ノット)の速度以上の突風の中で離陸し安定した

制御飛行が可能なもの

(二) 最大航続時間が一時間以上のもの

第十二条第十号の二ロ(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 削除

(二) 削除

第十二条第十一号中「鑄造による」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 鑄造用に設計されたコア又はシェルであつて、耐熱金属製のもの又はセラミック製のもの
第十二条第十一号に次のように加える。

ハ 一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置

第十三条第二項第二号中「ビスアジドメチルオキシセタン」を「3・3ービス（アジドメチル）オキシセタン」に改め、同号ヌを次のように改める。

ヌ 3・3ービス（クロロメチル）オキシセタン

第十五条第一項第四号中「第五十号まで、第五十二号」を「第五十二号まで」に改める。

第十六条第一項第五号中「若しくはチ」を「、チ若しくはヌ」に改め、「第二十二号」の下に「、第二十二号の二」を加える。

第十七条第三項中「セラミックの材料となる物質」を「セラミック粉末」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ（三）及び同条第六項を削り、同条第七項を次のように改める。

7 外為令別表の五の項（七）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第四条第二号、第十二号ハ（一）若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものを設計するた
めのプログラム

二 有機物、金属又は炭素をマトリックスとする複合材料を設計するためのプログラム（前号に該当する
ものを除く。）

第十七条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二十条第一項第七号及び第八号を削り、同条第二項第一号を次のように改める。

一 加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造
に必要な技術（プログラムを除く。）

第二十条第二項第二号中「〇・六実効テラ演算」を「一・〇実効テラ演算」に改め、同項第三号中「次の
いずれかに該当するもの」を「加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下のデジタル電
子計算機」に改め、同号イ及びロを削り、同項第五号中「〇・六実効テラ演算」を「一・〇実効テラ演算」
に改め、同項第八号を削る。

第二十一条第一項第二号中「、第四号から第五号の五まで又は第九号から第十三号まで」を「又は第四号

から第五号の五まで」に改め、「（前号に該当するものを除く。）」を削り、「プログラム」の下に「及び前号に該当するもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

第二十一条第一項第九号中「できるもの」の下に「（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。）」を加え、同項第十号中「プログラム」の下に「（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。）」を加え、同項第十四号を次のように改める。

十四 削除

第二十一条第一項第十五号中「第二号から第四号まで又は第十一号の二から第十三号までの技術」を「第二号の二、第三号、第十二号又は第十二号の二のいずれかに該当する技術（プログラムを除く。）」に改め、同項第十六号中「当該技術」の下に「の暗号機能有効化の手段」を加え、同項第十七号中「当該プログラム」の下に「の暗号機能有効化の手段」を加え、同条第二項第三号の二イ中「一二〇ギガビット毎秒」を「

五六〇ギガビット毎秒」に改め、同項第十五号を削り、同条第三項第二号イ中「動作周波数」の下に「が」を加える。

第二十二条第三項に次の一号を加える。

三 直径又は長軸の長さが一メートル以上の複数の反射鏡からなる反射鏡システムの角度と位相を維持するために設計したプログラム

第二十三条第二項第四号中「全地球的衛星航法装置」を「衛星航法システム」に改め、同条第三項第一号ハを次のように改める。

ハ フライバイワイヤシステム又はフライバイライトシステム

第二十三条第三項第三号イ中「フライバイライト方式」を「フライバイライトシステム」に改め、同号に次のように加える。

ト フライバイワイヤシステムの機能要件に到達させるために必要な技術（プログラムを除く。）であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 内部ループ機体制御であつて、四〇ヘルツ以上の閉ループ制御の周波数を必要とするもの

(二) 次のいずれかに該当するもの

1 飛行包絡線の範囲内において、○・五秒以内に補正されなければ復元制御力を失う機体の不安定さを補正できるもの

2 機体状態の異常変化を補正する際に、二以上の軸の制御を結合するもの

3 ニに規定する機能を実施するもの（オートパイロットを除く。）

4 迎角一八度以上、横滑り角一五度以上、ピッチレート毎秒一五度以上、ヨー・レート毎秒一五度以上又はロールレート毎秒九〇度以上のとき（離着陸時を除く。）に、機体を安定的で制御された飛行とするための技術

チ フライバイワイヤシステムの機能要件に到達させるために必要な技術（プログラムを除く。）であつて、次の（一）及び（二）を達成するためのもの

(一) フライバイワイヤシステム内でいずれか二箇所の故障が連続して起きた場合であつても、機体のコントロールが失われないこと

(二) 機体の制御が失われる確率が、飛行時間当たりの故障率の十億分の一以下であること

第二十三条第三項第四号イ中「フライバイワイヤ方式又はフライバイライト方式の操縦装置」を「フライバイワイヤシステム又はフライバイライトシステム」に改める。

第二十四条第一項に次のように加える。

三 エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ スカート型のエアクッション船（船体の全周にフレキシブルスカートを取り付けたものに限る。）であつて、次の全てに該当するもの

(一) 有義波高が一・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が三〇ノットを超えるように設計されたもの

(二) クッションの圧力が三、八三〇パスカルを超えるもの

(三) 満載排水量に対する軽荷排水量の比率が七〇パーセント未満のもの

ロ 側壁型のエアクッション船であつて、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の

速力の最大値が四〇ノットを超えるもの

ハ 水中翼船であつて、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が四〇ノット以上になるように設計したもののうち、船体の揺れ、波の状態その他のデータを測定することによって水中翼を自動的に制御する装置を有するもの

ニ 水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 満載排水量が五〇〇トンを超えるものであつて、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が三五ノットを超えるように設計したもの

(二) 満載排水量が一、五〇〇トンを超えるものであつて、有義波高が四メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が二五ノットを超えるように設計したもの

第二十四条第二項中「から第三号までのいずれか」を「、第二号」に改め、「、第九号ホからリまでのいずれか」を削る。

第二十五条第二項第一号中「第二十五条第三項第三号」を「第三項第三号」に、「用いた」を「組み込ん

だ」に、「ものをフルオーソリテーターデジタルエンジン制御するための装置」を「貨物のためのフルオーソリテーターデジタルエンジン制御システム」に改め、同項第三号ハを次のように改める。

ハ 第十二条第十一号イ又はハに該当する貨物に使用されるプログラムであつて、一方向性凝固の材料又は単結晶の材料の成長を制御するために設計したもの

第二十五条第二項に次の一号を加える。

五 第十二条第四号ホ又は同条第四号の二に該当するものを使用（操作に係るものに限る。）するため
設計又は改造したプログラム

第二十五条第三項第二号ロ及びハを次のように改める。

ロ 第四条第十二号に該当する物質、同条第十五号に該当する繊維、同条第七号イに該当するアルミニウム
の化合物で補強された金属マトリックス複合材料又は同条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料を原材料として製造されたもの

ハ 無冷却式のタービンブレード、ベーン又はチップシュラウドであつて、一、一〇〇度以上のガス流
路温度で使用するように設計されたもの

第二十五条第三項第二号に次のように加える。

ヲ ステーター、ベーン、ブレード、チップシール、チップシユラウド、回転ブリング、回転ブリスク
又はスプリッターダクトのいずれかであつて、次の全てに該当するもの

(一) 第二十七条第六項第一号ロに該当しないもの

(二) 圧縮機又はファンのために設計されたもの

(三) 第四条第十五号ホに該当する物質及び同条第十三号に該当する樹脂を原料として製造された
もの

第二十五条第三項第三号中「フルオーソリテーターデジタルエンジン制御するための装置」を「フルオーソ
リテーターデジタルエンジン制御システム」に改め、同条第四項第二号中「複合材」を「複合材料」に改める。

第二十五条第四項に次の一号を加える。

四 ガスタービンエンジンを装備した固定翼航空機のために設計された翼折りたたみシステムの設計に必
要な技術（プログラムを除く。）

第二十六条第三号中「プログラム」を「技術」に改め、「のみ」を削る。

第二十七条第一項第三号中「、第五号の二、第八号又は第十一号」を「又は第五号の二」に改め、同項第五号中「設計」の下に「又は製造」を加え、同項に次の二号を加える。

六 第十四条第八号又は第十一号に該当するものの設計又は製造に必要な技術

七 前号に該当するプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

第二十七条第六項第一号口中「有機複合材を用いた部分品であつて、」を削り、「設計したもの」を「設計された有機複合材料を原料として製造されるもの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。